

遊技機販売業者による共同の取引拒絶に「正当な理由」が認められた事例

【文 献 種 別】 決定／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 30 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ヨ）第 20135 号
【事 件 名】 独占禁止法 24 条に基づく差止仮処分命令申立事件
【裁 判 結 果】 却下
【参 照 法 令】 独占禁止法 2 条 9 項 1 号・8 条 5 号・24 条
【掲 載 誌】 判時 2494 号 82 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25591032

中央大学名誉教授 金井貴嗣

事実の概要

Y らは、パチンコ及びパチスロ遊技機の販売業者を組員とする事業協同組合であり、A（中古機流通協議会）及び B（21 世紀会）に加盟している。

パチンコ・パチスロホール営業者（以下「ホール営業者」という。）が中古遊技機を設置するには公安委員会の許可を得なければならない、この許可申請には、遊技機販売業者に所属する取扱主任者が作成した保証書を添付しなければならない。さらに、この保証書には、A 印の打刻が必要とされている。

平成 29 年 9 月 4 日に風営法施行規則等の改正が行われ、射幸性の高い遊技機の設置が規制され、改正前に認定を受けた旧規則機は認定日から 4 年間に限って設置が認められた（この期間を「本件経過措置期間」という。）。

Y ら及び A を構成員とする B は、令和 2 年 5 月 20 日、以下の内容の決議を行った。すなわち、有効期間が満了する旧規則機の取扱いについて、高射幸性遊技機については、それぞれ当初の有効期間満了日までに撤去する……他のものについては、期日を定めてそれまでに撤去することとし、現時点の設置台数の 15% を目途に毎月撤去を行う（本件撤去計画）。

B の上記の決議を受けて、ホール営業者に対し本件撤去計画を遵守する旨の誓約書の提出が求められた。Y らは、組員販売業者に、誓約書未提出のホール営業者に対して、中古遊技機の設置申請に必要な保証書作成及び打刻申請に係る

業務を拒否するよう要請した（本件措置）。

X らは、上記の本件措置が独禁法 2 条 9 項 1 号イ所定の共同の取引拒絶をさせるようにすることから、Y らの行為が 8 条 5 号に規定に該当するとして、独禁法 24 条に基づき Y の行為の差止めについて仮処分命令の申立を行った。

決定の要旨**本件措置の正当な理由の有無について**

（1）独占禁止法 2 条 9 項 1 号イ所定の「正当な理由」の有無については、独禁法の目的（1 条）等を踏まえ、「当該取引拒絶行為の目的の正当性の有無及び当該取引拒絶行為の手段としての相当性を総合的に考慮して判断するのが相当である。」

「（2）目的の正当性について

ア 本件措置は、誓約書未提出ホール営業者に対し、本件撤去計画に従って計画的に旧規則機を廃棄するように促すことを目的にしたものである。旧規則機については、平成 29 年の出玉基準の見直しによって、射幸性の高さを抑制する観点から、風営法施行規則の改正によってその設置が許されなくなったものである。また、このような出玉基準の見直しによって相当程度の数の旧規則機が廃棄されることとなるところ、各パチンコホール営業者がこれを法令上の設置期限の日まで使用し続けた場合には、一度に大量の廃棄が生ずる結果、その適正処理に困難が生ずる可能性があり、過去には、撤去された遊技機の不適正な処理やパチンコホール営業者の敷地内の屋外に野積み

されたことが社会問題となり、遊技機業界への世間からの非難が高まっていた。これらの事情に照らせば、上記の問題を生じないようにすべく法令上の設置期限より早く旧規則機を撤去させる本件撤去計画を推進することは、合理的であるといえる。」

「イ 他方で、本件措置によるパチンコホール事業市場における競争制限の弊害の程度についてみると、……本件措置は、中古遊技機の設置のための手段の多くを制限するものであり、パチンコホール事業に対する影響は小さいとはいえない。」

しかしながら、本件措置は、パチンコホール事業の実施継続それ自体を直接に制限するものではなく、また、……本件措置が行われている状況下でも一切の遊技機の設置ができなくなるものとはいえない。……

ウ 以上の事情を総合考慮すれば、本件措置がパチンコホール事業に与える競争制限の弊害の程度は小さいとまではいえないものの、本件措置が達成しようとする事項の公益性、重要性に照らせば、本件措置の目的の正当性を認めることができるというべきである。」

「(3) 手段の相当性について

ア 本件措置は、上記(2)で述べた目的を達成するために必要かつ合理的な範囲にとどまるものであれば、手段としての相当性が認められると解すべきである。本件措置の対象者は、……本件撤去計画に従わないパチンコホール営業者であるから、本件措置を行うことは、本件撤去計画に従った計画的な旧規則機の撤去を行うことを促す効果があるものといえる。また、本件撤去計画は、射幸性の高低に応じて、パチンコ遊技機については2種類に分け、……当初の検定期限切れの時期に応じて撤去の期限を定めるものであり、その内容に一定の合理性を認めることができる上、……計画の公表から誓約書未提出ホール営業者に対する不利益措置である本件措置の実施まで約5か月間が設けられていた。これらの事情にも鑑みれば、本件措置は、誓約書未提出ホール営業者であるパチンコホール営業者に対して過大な不利益を必要かつ合理的な範囲を超えて課すものとは認められない。」

Xらは、法令上の設置期限を経過した旧規則機については、一定期間倉庫に保管することによって廃棄の集中を避けることが可能であり、また、

都道府県遊協が各組合員に廃棄台数及び廃棄の見込時期を提出させて、合理的な廃棄計画を定めるよう指導や調整を行う等、より制限的でない手段があると主張したのに対して、「仮にXらの主張するようなより制限的でない他の手段があったとしても、……どこまで実効性があるかは不明といわざるを得ないことに照らせば、Xらの主張する……上記(2)アの目的を達成できるとまでは認めることができない。」

……本件措置がパチンコホール事業に与える競争制限の弊害の程度が上記(2)イのとおり小さくないことを十分しん酌しても、本件措置の手段としての相当性を否定することはできないというべきである。

以上の諸事情を総合考慮すれば、……本件措置は、これを行うことに独占禁止法2条9項1号の『正当な理由』があるといえることができるから、不公正な取引方法に該当しない。」

判例の解説

一 本件の争点

本件は、Yらが、風営法施行規則の改正によって設置が禁止されることになった旧規則機を、法令上の期限が到来する前に廃棄する撤去計画を実施したことが、独禁法8条5号の規定に違反しないか問題となった事例である。本件撤去計画を遂行するために用いられた本件措置は、Yらの組合員である遊技機販売業者が、誓約書未提出ホール営業者に対して、中古遊技機の設置に必要とされる保証書作成及び打刻申請に係る業務を拒否するものであることから、形態上、独禁法2条9項1号イ所定の共同の供給拒絶に該当する。しかし、本件措置は、競争者を排除する等不当な目的からなされたものではなく、旧規則機を計画的に廃棄して混乱が生じるのを未然に防止する目的で行われたものである。いわゆる社会公共目的から行われた共同の取引拒絶であり、独禁法違反になるかは2条9項1号の「正当な理由がないのに」の要件に該当するかによって決まる¹⁾。

二 「保護に値する競争」論による検討

これまで、社会公共目的から行われたカルテルや共同ボイコットが独禁法違反になるか争われた事件に、石油カルテル事件最高裁判決（最二小判

昭59・2・24 刑集38巻4号1287頁)、大阪バス協会事件審決(審判審決平7・7・10 審決集42巻3頁)、日本遊戯銃協同組合事件判決(東京地判平9・4・9 審決集44巻635頁)などがある。本件決定は、日本遊戯銃協同組合事件判決の判断枠組みに沿って、本件措置に「正当な理由」があるかを判断している。

本件に含まれる独禁法上の問題点を明らかにするために、まず、大阪バス協会事件審決が示した「保護に値する競争」論を用いて検討してみよう。大阪バス協会事件審決は、「価格協定が制限しようとしている競争が刑事法典、事業法等他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引……又は違法な取引条件……に係るものである場合」には、「価格協定行為は、特段の事情のない限り、……『競争を実質的に制限すること』という構成要件に該当」しないと述べ、その理由として、かかる価格協定を禁止して自由な競争をもたらしてみても、確保されるべき一般消費者の現実の利益がなく、独禁法の目的に沿わないからであると。要するに、そのような価格協定を独禁法違反として排除措置を講じても、回復される競争は違法な取引による競争にほかならず、そのような競争は独禁法上「保護に値する競争」とはいえないからというものである。

仮に、本件措置が、法令上の期限が経過した遊技機を使用しているホール営業者に対して行われたとする。当該措置は、共同の取引拒絶に該当するが、違法とされる遊技機の使用を制限するために行われたものであるが、かかる共同の取引拒絶を独禁法違反として排除措置を講じることによって回復される競争は、高射幸性の遊技機によって顧客を獲得する競争であり、独禁法上「保護に値する競争」に当たらないと考えられる。

本件措置は、実際には、法令上の廃棄期限が到来する前の旧規則機について行われたもので、やがて違法となる遊技機を撤去させるものである。いわゆる「上乗せ規制」に当たる。この場合でも、用いられた共同の取引拒絶を、独禁法違反として排除措置を講じて回復される競争は、やがて違法となる高射幸性の遊技機によって顧客を獲得する競争であることにはかわりがない。そう考えると、「保護に値する競争」に当たらないから、「正当な理由がないのに」(公正な競争を阻害するおそれ)の要件に該当せず、独禁法違反にはなら

ない、と考えることができそうである。

しかし、大阪バス協会事件審決の判断枠組みについては、つぎのような問題点が指摘されている。すなわち、大阪バス協会事件で問題となった行為が価格カルテルであったことから、それが事業法上違法とされる運賃の設定をやめさせるものであったとしても、それによって市場支配力の形成につながるおそれがあること、また、仮に、事業法等で違法とされる取引に係る行為を競争制限行為で排除する場合に、事業法等の趣旨・目的に適合したとしても、当該目的を達成するために用いられる競争制限行為との間には、合理的な関連性や比例性がなければならないこと、である²⁾。本件では、価格・数量等を取り決めるものではなく市場支配力形成のおそれはないが、目的と手段との間には、合理的な関連性や比例性があつたかについて検討が必要であり、本件決定の判断枠組みは、このような考え方に沿うものである。

三 本件決定の判断

本件決定は、共同の取引拒絶の「正当な理由」の有無については、独禁法の究極目的(1条)等を踏まえ、「当該取引拒絶行為の目的の正当性の有無及び取引拒絶行為の手段としての相当性を総合的に考慮して判断する」と述べる。

日本遊戯銃協同組合事件では、遊戯銃と弾の製造業者を組員とする協同組合が、銃と弾の安全性を確保するための自主規制基準を設定し、組員に、当該基準に適合しない銃・弾を卸売業者及び小売業者に取引拒絶しないようにした行為が共同の取引拒絶に該当し、当該共同の取引拒絶に「正当な理由」があるか問題となった。判決は、「本件自主基準設定の目的が、競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が自主基準の設定目的を達成するために合理的なものである場合には、正当な理由」があると判示した。そして、自主基準設定の目的の合理性を判断する際に、独禁法の究極目的を考慮し「安全性の確保されない製品の流通による事故の防止は消費者の利益に適うことであり、本件自主基準の目的は独禁法の問題と何ら矛盾するものではない」と判示している。

これに対して、本件撤去計画の目的は、期限間際に旧規則機の廃棄が集中することによる混乱の回避にある。本件決定は、かかる目的に公益性を

認める。独禁法の究極目的との関連性は希薄であるようにも思われるが、国民経済の民主的で健全な発達の観点から公益性を有しているということであろう。

本件決定は、目的の合理性を判断する際に、パチンコホール事業に与える競争制限の弊害の程度を考慮し、本件措置は、パチンコホール事業の実施継続それ自体を直接制限するものではなく、その公益性に照らせば目的には正当性があると判断した。この判断は、石油カルテル事件最高裁判決が「公共の利益」該当性を判断する際に採用した比較衡量基準を用いたものと思われるが、この比較衡量基準は、目的それ自体の合理性を判断する基準というより、目的と当該目的を達成する手段との間の関連性や比例性を判断する際に用いる基準ではないだろうか。

四 目的と手段の関連性・比例性

日本遊戯銃協同組合事件判決は、「(本件自主規制基準)の実施方法が社会的に相当である限り、一定の限度において取引制限等の方法を用いたとしても、実質的違法性を欠く場合があり得る」と述べた上で、基準に適合しない銃・弾が流通することによる危険を未然に防止するため他に適当な方法が存在しない場合には、共同の取引拒絶には、正当な理由があり、公共の利益に反しないとする。この判断は、何らかの社会公共目的と当該目的を達成するため用いられるカルテルや共同ボイコットなどの競争制限との間に合理的な関連性ないし比例性があることを必要とし、その判断に際して、石油カルテル事件最高裁の比較衡量基準、すなわち、当該行為が達成しようとする社会公共目的が独禁法の究極目的である一般消費者の利益に適っているか、適っているとして、かかる利益を達成するために、競争への影響がなるべく小さい制限が用いられているかを考慮する必要があるという趣旨である。

本件決定は、本件措置が「(本件撤去計画)の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲にとどまるものであれば、手段としての相当性が認められる」という。その際、「より制限的でない他の手段」の有無についても検討されている。

本件撤去計画の目的は、前述したように独禁法の究極目的との関連性は低いように思われる。そうであれば、本件措置がもたらす競争制限の程度

の如何によっては、手段としての相当性を有しないということになりそうである。そういえるか否かは、本件措置が、競争にどの程度の影響をもたらすかに依存する。本件では、本件措置に、「正当な理由がないのに」と定める2条9項1号の規定が適用されたため自由競争減殺効果が推認され、Yもこの点については争わずにもっぱら社会公共目的から「正当な理由」があるとの主張に終始した。このため本件では、本件措置が、どの市場における競争に、いかなる影響を及ぼすかの検討はなされずに、競争への影響は、目的の合理性や手段の相当性を判断する際に考慮されるにとどまっている。

本件決定が、競争への影響について指摘していることは、つぎのようなことである。すなわち、本件措置は、中古遊技機の設置のための手段の多くを制限するものであり、パチンコホール事業に対する影響は小さいとはいえないが、パチンコホール事業の実施継続それ自体を直接に制限するものではなく、本件措置が行われている状況下でも一切の遊技機の設置ができなくなるものとはいえない。また、本件措置は、誓約書未提出ホール営業者であるパチンコホール営業者に対して過大な不利益を必要かつ合理的な範囲を超えて課すものではないと判断、認定している。

以上のような認定からすると、本件措置はホール営業者の中古遊技機設置を制限するが、それによって誓約書未提出ホール営業者の事業活動が困難になる程度には至っていないということであろう。そうであれば、本件撤去計画の目的と独禁法の究極目的との関連性が小さくとも、他方で当該目的を達成するために用いられた本件措置が競争に及ぼす影響も自由競争減殺の程度に至るものともいえないから手段としての相当性を否定するまでもないと考えることができる。

●—注

- 1) 本件には、8条5号が適用される場合の競争への影響、事業者団体が構成員に共同の取引拒絶を行わせる場合の構成員間の意思の連絡の認定、独禁法24条の「著しい損害」の解釈、等の論点も含まれているが、紙幅の関係で割愛する。
- 2) 東條吉純「事業法上違法な取引条件に係る価格カルテル(大阪バス協会事件)」舟田正之＝金井貴嗣＝泉水文雄編・経済法判例・審決百選79頁。